

第 27 回 桑名市地域自立支援協議会 議事録

日 時：令和 7 年 1 月 28 日（火）

場 所：桑名市役所 3 階第 2 会議室

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

それでは定刻となりましたので、桑名市地域自立支援協議会を始めさせていただきます。

皆様方には大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私本日の議題に入るまでの間、進行を務めさせていただきます障害福祉課長の宇佐美でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日、委員の中でピアサポーター代表 浅野委員、くわな特別支援学校 校長の瀬古委員、桑名市視覚障害者協会会長の森委員、以上 3 名の方が所用のため欠席というご連絡をいただいております。

あともう 1 名、古田委員の方が遅れてくるという報告を受けておりますので、ご了承いただきたいと思っております。欠席につきましては、3 名の方ということになります。

この協議会の開催につきましては、桑名市地域自立支援協議会条例第 5 条第 2 項において、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないとされております。

本日の 14 名の委員様のうち、11 名出席ということになりますので、過半数に達しておりますので、会議は成立しますことをご報告させていただきます。

それでは、議事に入る前に資料の確認をさせていただきたいと思っております。

机の上に置かれた資料の色つきのクリップの方から、地域自立消去支援協議会事項書が 1 枚、委員名簿が 1 枚、パワーポイントを 2 in 1 で印刷したもの、全部で 17 ページのもの、それから、桑名市地域自立支援協議会は、補足配布資料、一番最後の方で、地域生活支援の中核的な役割を担う日中サービス支援型グループホームの創設、これが事項 3 番に該当する部分のもので、これらが今回の地域自立支援協議会の資料になります。

過不足等あれば、事務局の方にお声がけいただければと思っております。

それでは議事に先立ちまして、まず、保健福祉部長よりご挨拶を申し上げますのでよろしくお願いいたします。

【事務局（保健福祉部長：堀田）】

皆さんこんにちは。保健福祉部長の堀田でございます。

本日はご多忙の中、第 27 回桑名市地域支援協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、平素は、本市の障害福祉行政をはじめ、市政各般にわたり、格別のご理解とご協力を賜っており、重ねてお礼申し上げます。

本日の自立支援協議会では、基幹相談支援センターの活動状況や、地域自立支援協議会専門部会の活動報告などを議題とさせていただいており、あわせて終了後に、差別解消支援地域協議会を開催させていただきと思っております。

これらの議題に関しまして、委員の皆様方には、それぞれの立場から、ご意見やご提案をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

昨今、福祉行政を取り巻く環境は複雑、多様化しております。

引き続き、皆様からのご意見を伺いながら、本市の障害者福祉がさらに充実し、ご満足いただけるものとなるよう努めてまいりますので、引き続き皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。簡単でございます。

すが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

ありがとうございました。

さて、今回は前回から委員の方数名側の交代になりまして、新しく委員となられた方がおみえですので、ご紹介をさせていただきます。

まず三重短期大学生生活科学科、准教授、北村香織様、桑名医師会の会長、玉井拓也様、桑名公共職業安定所 所長、矢田弘樹様。よろしくお願ひいたします。

さて、ただいまから議事の方に移りたいのですが、今回、長友委員が退任されたことにより、委員長が不在となりました。

条例第4条第2項に、委員長の選任については、互選によってとなっております。

事務局といたしましては、長友委員からの推薦でご推薦で後任となられた北村委員に、ご引継ぎいただきましてお願ひしたいというふうを考えておりますがいかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

ありがとうございます。それでは、委員長には、北村委員にお願ひをしたいと思います。

北村委員 委員長席の方にお願ひいたします。

それではここからは議事進行を委員長にお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【北村委員長】

ただいま委員長を仰せつかりました、三重短期大学の北村でございます。座って失礼いたします。

新たに就任して突然ですけれども、微力ではございますが障害のある方が安心して、地域で暮らせるまちづくりを、の実現に向けて、皆様方からの貴重なご意見を賜り、ご協力いただきながら進めて参りたいと存じます。不慣れなものでご迷惑おかけするかもしれませんけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、ただいまから議題に入らせていただきます。

議事1 基幹相談支援センターの活動状況についてということで、事務局より説明をお願いします。

【事務局（障害福祉課：西田）】

障害福祉課 西田でございます。よろしくお願ひいたします。

議事1 基幹相談支援センターの活動状況について でございますが、まず、位置付けとしてですが、このセンターを設置できる根拠については、障害者総合支援法 第77条の2第2項に規定されており、役割については、地域の相談支援の中核的な拠点として、相談支援に係る人材育成、権利擁護、虐待防止、専門相談、地域移行・地域定着等の業務を担うこととされております。

次に、桑名市の経過ですが、平成31年度からこの基幹相談支援センターを設置し、「障害者総合相談支援センター そういん」に業務委託を行っているところです。本日は、「そういん」中村センター長から、議事2 地域自立支援協議会専門部会の活動報告と併せて、報告をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【事務局（そういんセンター長：中村）】

皆様、こんにちは。医療法人北勢会、障害者総合相談支援センター当院のセンター長を務めております、中村弘樹と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。では着座にて説明させていただきます。

委員の皆様にも、ご意見、ご指導いただきながら、お話を少し聞いていただければと思います。

ではですね、今日お伝えする内容、議事1、2になるんですけど、まず事業所の紹介をさせていただいた後にですね、圏域の桑名市の場合は、令和2年度（令和元年）になるんですけど、基幹という仕事が始まって、その後どうなったのかっていう、圏域の体制も含めてお話させていただきながら、桑名市地域自立支援協議会だけでなく、私たちそういんのスタッフが事務局として、各専門部会という形でミッションを達成するためのいくつかの小集団を設けてやっておりますので、そういったお話をさせていただけたらと思います。

まずは、事業所の紹介ですね、今ですね、事業所2つございます。国道1号線沿いなんですけれど、桑名市の総合医療センターさんのお隣の貸テナントの6階建てのビルですね、2階にございます。

ちょうど桑名駅、JR、近鉄桑名駅、北勢線の西桑名駅から徒歩5分程度の場所なんですけれど、ここで本体がありまして、桑名と木曾岬の方を主にここで相談受け付けしながら、2つ目、見ていただくとこれは行政の建物の中、いなべ庁舎になるんですけど、平成24年度からいなべの市役所の庁舎の方をお借りして、いなべ市と東員町にお住まいの方の相談受け付けを行っております。

もともとこの事業始まったのが、基幹センターという形ではなくて、3障害（身体・療育・精神）の総合相談に応じる窓口、ちょうど自立支援法が施行された平成18年の10月から、事務所1ヶ所でオープンしてるんですけど、そこから時代の流れとともにですね、変遷して、今2ヶ所で運営しているという流れになっております。

実施事業の一覧は、書いてある通りなんですけれど、地元の行政さんの方からこの基幹相談っていうお仕事をいただきながら、その他に、県の方からの機能強化事業、就労であったり、精神の方の地域移行で医療的ケア児者の相談支援センターであったり、労働局さんの方から、障害者雇用に向けて、ご本人だけでなく、企業の橋渡しをするような役割のお仕事もさせていただいております。

一番下の指定というところは、介護保険になじみのある方ですと、ケアマネジャーという言い方させていただくと、イコールではないんですけど、障害分野の方もプランを立てる事業がございまして、これは市で指定を受けて、こういった名称で運営をしておる次第です。

これがですね、よく国のスライドで示されるものになるんですけど、もともと、この1、2、3層ってある中で、18年にそういんが仕事始めたときは、2層と3層を合わせて運営してたような感じです。

そこは、通称「委託」と2層のところに書いてあるんですけど、当時は、委託の事業を受けながら、2層3層の役割を総員になっておりまして、今は、1層の計画相談が始まったことであったり、2層の同じ法人の「くわな」と「らいむの丘」という事業所があるんですけど、委託の事業所さん合わせて、やはり相談支援の体制を一緒に考えながら、高めていく。そのために、基幹がある という流れで、3層の方まで今移ってきてる次第になります。

これがですね、圏域の体制図になります。

桑名市の自立支援協議会、一番左上にございます。で、各市町が別々で、地域自立支援協議会、いわゆる今は「協議会」と呼ばれるんですけど、名称も相違はあるんですけど、各市町単独で協議会をこのように運営されています。

私たち基幹の仕事として、この各市町の協議会の、私は、桑名市以外の協議会は全部委員に入ってるんですけど、委員であったり、事務局サイドの運営補助、というのを行っております。もともとは、平成19年4月以降は、県域2市2町で協議会を運営してたんですけど、やはり人口規模を考えると、14万人超前後の桑名市が一番圏域で大きくなり、他市町でなく桑名市の話がメインになってしまうようなことがあったり、反対に、町の悩みっていうのが、なかなか大きなところで一緒に話せないのかなっていうようなところが、平成20年、21年ぐらいが、中身で話し合ってたような感じになります。

法が改正されて、協議会を市町が運営していくべきだ、義務化っていう形になって、平成24年度以降は、

協議会は、圏域ではなくて、各市町で開催することになりました。それに合わせて、単独の市町では、協議しきれないこともございますので、そういんの方に、この2市2町運営会議という形で、横棒になってる大きなところがあると思うんですけど、圏域の市町、これ三重県の方も含まれてるんですけど、開催するように、年度で4回開催しながらですね、皆様、障害福祉計画ってご覧になられたことであつたりとか、お言葉聞かれたことあるかと思うんですけど、こういった桑名市の協議会もそうなんですが、進捗管理というところで、サービスの支給決定者数であつたりとか、財源、幾らほど使ってるのかっていう報告があるかと思うんですが、そこを非常に重要なことなんですけど、それだけでなく、数値化できないような、例えば障害施設から一般企業へ就労する方の数であつたり、精神科病院から地域に移る方の数であつたり、いろんな中身が、福祉計画の中に入っており、そういった数値で表せられないような取り組み仕掛けっていうのを、この専門部会というところで、私たちそういんスタッフが分担しながら、各地域の関係者のご協力いただき運営してる次第になっております。

今、5つの部会があり、就労の「おら・わーく」、医療的ケア児者の協議の場のeケアネットそういん、精神の方の地域移行というところで、「NEX(ネックス)」、昨今、グループホームの事業所であつたり、障害児通所支援と呼ばれまして、就学前のお子さんの療育等を行う児童発達支援の事業所や、日曜日の求人広告等見ていただくと、放デイ、放課後等デイサービスの求人広告で多くあると思うんですけど、グループホームを運営される事業所さんであつたり、この通所支援、障害児の方の事業所ニーズに応じて、立ち上げる事業所さんが非常に多く、この圏域もございます。また、事業所間の連携を含めて、顔見える関係を作っていたり、事業所間の課題っていうのを1つの事業所で解決していくのではなくて、やはり地域として取り上げて、どのように対応していくかということをするために、このグループホーム連絡会「住まいる」と、「障害児通所支援事業所連絡会」というのを、令和5年度の末から立ち上げて、今、5つの部会をまわしております。

これ、色付きと、補足の説明が書いてあるんですけど、やはり、児童の連絡会を立ち上げるにあたっては、専門家をお呼びしております。

私たちの正式名称を見ていただくと、障害(者)ということになり、委託していただいているのは、大人の相談支援になりますので、児童は専門外ではないんですけど、やはり専門家がいらっしゃるということで、運営会議にも、児童発達支援センター らいむの丘、社協さんが運営するところなんですけど、ここが、桑員圏域の児童の部分の中核機関となっておりますので、らいむの丘のセンター長さん、スタッフさんにも、この運営会議に入っていたきながら、この専門部会っていうのを協議して、運営補助、いただいているということになります。

ここまで説明すると大体専門部会の説明したような感じにはなるんですけど、委員の皆様は障害分野のケアマネジャーって、ご存じの方ってどの程度いらっしゃるかなって。どうでしょうか。あまりよくわからないっていう方もいらっしゃるかもしれません。

これは補足なんですけど、名称としては、「相談支援専門員」という名前になります。

何を仕事するのっていうのは、この赤字に書いてあるところが大きいところではあるんですけど、原則は、障害福祉サービスを利用するための支援を行う方ではあるんですけど、昨今では福祉サービスを利用するだけではなくて、インフォーマルな、地域の資源の調整も含めて行うべきが、相談支援専門員として、携わるものの義務 というか、仕事だという風に、国のカリキュラムも変わってきております。

この仕組みですね、平成24年の4月から国の方でスタートをしておりまして、当時、介護保険に倣えではないんですけど、障害サービスを利用する方お1人お1人に、相談支援専門員さんがついて、プランを作っていたきながら、進捗管理といましてモニタリングをしながら、このままでいいのか、この地域で暮らしていくために、もっと良くしていくためにはどうしていったらいいのかみたいところを、やるというこ

とになっておりました。

当時、三重県の中でも 29 市町ある中で、この計画相談の進捗率、人口、利用者数に対して、相談員がついてるかついてないかのパーセントをずっと表してて、この圏域、桑名市含めて県域の進捗率がだんだん上がってきたのが、平成 25 年度以降になります。平成 28 年ぐらいになると、概ね進捗率が 100%になってくる 29 市町、足並みそろってきたところだったような感じです。

今現在、27 年の 4 月以降は、経過措置も終わりましたもので、原則は、ご本人の希望ない限りはですね、プランを作っていたきながら、サービスを利用するという流れにはなってるんですが、例えば身体の方であったりとか、精神の方でも、自分のプランはやっぱり自分で決めて作りたいっていう方も全国いろんなところにいろんな方いらっしゃいますので、そういった方がセルフプランとあって、独自で自身でプランを作って、行政や事業所と契約をされたりするような方も、中にはみえます。

大人のプランを作る事業所を、ここに書いてある通り指定特定の相談支援事業で、お子さんのプランを作る事業所を指定障害児相談支援事業という形で、いわゆるこれ総称して 2 つ合わせて「計画相談」って私たちの分野では呼ばれるんですけど、計画相談っていうと、こういうプランを作る事業所と、思っていたければと思います。

こちらの図が圏域の少し古いデータで申し訳ないんですが、令和 6 年 3 月 1 日に県のホームページで公表されてるデータになるんですが、色がついてるのが、私たちがいる桑名市の事業所になります。

県域で大人のプランを作る事業所が 18、子供のプランを作る事業所が 16 で、両方と大半が桑名市の事業所が占めているわけではあるんですけど、イコールではないんですけど、介護保険で言うケアマネジャーと同じような役割をすることで、大人のプランを作る事業所であったり、子供のプランを作る事業所がありながら、計画相談というのがある状況になります。

で、よく聞かれるのが、こういうプランを作らない、必要としない、サービスを利用しない障害の方ってたくさんいらっしゃると思います。

企業で就労されてる方であったりとか、いろんな立場の方いらっしゃるんですけど、その場合じゃどうなるのかっていったときに、この 3 層が出来てきた意味合いがあるんですけど、くわなやらいむの丘さんの役割で、委託と呼ばれる事業所が、ここの赤字に変わるんですけど、福祉サービスの利用援助、情報提供であったり、相談をしていながら、本当にサービスを利用するっていう段階になったときに、この 1 層の計画相談の事業所につながることであったりといったことをやっている状況になります。

私たちそういんですが、もともと圏域で 1 ケ所、総合相談という形で 18 年から平成 28 年度まで行っていた次第なんですけど、この国の方でプランをつくる計画相談という 1 層の事業所が増えてきたことであったり、サービスを利用しない方の相談を委託の事業所で行う、という整理が国の方で進められてきて、圏域では、今このような形になっております。P7 上段を見ていただくと、東員町は少し特殊で、そういんを含めてすべてが基幹相談っていう委託をされており、桑名市を含むいなべ市、木曾岬町も、そういんが基幹を担って、一時的な相談は、この黄色のアンダーラインが入っている事業所が行うというふうになっております。

見ていただくと感じることもあるかもしれませんが、桑名市 13 万人規模で、いなべ市、東員町より多い人口なんですけど、委託の事業所が、いなべ市の方が、桑名市より多いっていうのが、見ていただけるかと。で、青字で書いてある市町の右側見ていただくと、これ先ほどの 2 市 2 町の運営会議っていうところで、サービスの支給決定者数というのを各市町さんからご報告いただいて、共有してるんですが、桑名市の場合は、大人の方が 1079 人、児童の方が 648 人で、セルフプランの方が、大人の方に 215 名みえます。

いなべ、木曾岬はセルフプラン、いなべが、大人で 6 名いらっしゃるんですけど、ゼロに近いと。

ただ、分母がもう全然違いますもので、いなべ市、大人が 325 ということになるので、桑名市はいなべ市

に比べると3倍超という、大人だけでも、支給決定の数になりますので、計画相談の事業所を見ると、桑名市の中に多いんですが、どの地域の市町もそうなんですけど、計画相談にしる、この委託の事業所にしる、追いついてないというのが、三重県内にとどまらず、全国的な課題でもあるような感じがいたします。

ここから基幹センターの活動として、専門部会っていうのをどんなふうに運営してるのかっていうのを簡単に説明させていただきます。

冒頭に説明した通りのところになりますので、こういった協議会の事務局運営であったり、委員として参加することであったり、運営会議の開催をしながら、あと行ってるのがこの図（P8上段）における、青枠のところ、各市町の人材育成にも繋がるところなんですけど、各市町に委託の事業所さんであったり、プランを作る計画相談。相談支援専門員さんたちが多数いらっしゃいますので、市町の方と協力しながら、毎月、行政と一緒に今の現状であったり、課題っていうのを協議しながら、時には事例検討を行ったり、勉強会をしたりということで、こんな運営もしております。桑名と木曾岬は合同で、連絡会を毎月第3火曜日とか、いなべ市は月初、東員町は毎月最終週という形で、私たちそういんスタッフ、手分けして行っておる次第です。

冒頭でも説明した通り、5つ部会がございまして、令和7年度においてはですね、国の方も示してきてるんですけど、強度行動障害、と呼ばれる、これは正式な認定の手段ってのは特にないんですけど、私たち福祉の分野で呼ばれる名称になるんですけど、こういった方々が、住みなれた桑名で暮らしていけるように、グループホームさんであったり、生活介護の事業所であったり、ヘルパーさんのお力借りたりとか、いろいろな手法が必要になるんですけど、やはりこういった方の協議の地域の間っていうのを、国が基幹センターと市で設置していくっていうような方針を掲げておりますので、新しい部会、6つ目になるんですけど、来年度4月以降はですね、この部会を作るために、地域のいろんな事業所の皆さんに声掛けしながら、そういうものがあつたときには、ぜひ一緒に頭を悩ましてくれるかっていうようなことも、仕事として、作るために行っている次第になります。

運営会議、どんなことをしてるかっていうのは、もう書いてある通りなんですけれども、こういった専門部会の活動状況であったり、新しくこういう部会をつくって、どんなことを、調査であったり、協議していった方がいいのか、圏域のやはり人材育成のための仕掛けをどうしていくか ということを行っておる次第になります。ちょうど年度で4回程度開催してまして、来月2月の3日、10時から木曾岬町役場で、4回目を開催する予定になってます。

就労支援のおら・わーくですね、これ名称がちょっと特殊なんですけれども、ハローワークさんってハロー。こんにちは。じゃないですか。実は、このおらっていうのは、スペイン語でこんにちは。っていう意味をしております、私たちのそういんで作るこういった各種部会って何かこうキャッチコピーみたいな名称を、当時から実は作っております、ハローワークさんにちなんで、おらわーくという形で、平成19年からずっとやってきております。

今は本当に物価高騰であったり、燃料費高騰、人材不足と謳われてる中ですので、いかに福祉と、労働のところを、つなげることができるかっていうのを、いろんな取り組みを通じて行っておる次第になります。

簡単に言うとほんと言で言うところではあるんですけど、なかなか、福祉のA型、B型、就労移行、運営するにおいても、内職がコロナの影響や戦争の影響等を踏まえてなかったりですね、受けたとしても、利用者さんがいらっしゃらないと、職員さんが代わりにそれを担ってしまうことになるっていう何かこう、何のためにその事業をやってるのかっていう変な話になってしまうので、本当にバランスが難しいんですけど、単独の事業所だけで運営していくのが非常に厳しい時代になってきてますので、資料にないんですけど、上の3つの写真がおら・わーくなんですけれども、これ去年の10月に行ったときなんですけど、もう本当に30数名の方がご参加いただいて、移行、A型、B型、それぞれの事業所の方々に分かれて、各事

業所の種別の課題であったりとか、課題に対して、私たちにどうしてつたらいいだろう というようなことを、いろいろ話し合ってた次第になります。

こういう事業所だけの働きかけじゃ、だけじゃなくてですね、障害雇用を検討する企業さん向けにも、ハローワークさんのお力添えもいただきながら、就労マルシェであったり、中小企業交流会等を、おら・わーくにおいて、スタッフが尽力しておるところです。

NEXというのは、この圏域、うちの母体の北勢病院母体を含めて4つ精神科の病院がございまして、構成員書いてある通りなんですけど、県や保健所の方、ピアサポーター今日ご欠席なんですけど、浅野さんとかにも入っていただいて、地域の方に移るための仕掛けであったり、勇気を持ってるような活動をしております。

普及啓発ということで、やはり精神障害を知らない地域住民の方であったりとか、本当に風邪と同じように、身近な疾患であるというところの観点から、私たち働きかけていく必要があります。関係者とピアサポーターさんと一緒に、こういった上映会、普及啓発のための上映会を、社協さんの総合福祉会館さんでさせていただいたり、大中さつき病院さんで、入院患者さんであったり、デイケアといいまして、精神科の治療の一環のプログラムなんですけど、そこに通われる方を対象に、やっぱり施設とかではなくて、それだけじゃなくて地域で送らしていくために、どんなふうなことを自分たちは、してきたよ、こういうふうにすると、やっていけるんだよっていうようなことを、関係者だけでなく、同じ疾患、悩みを持つピアサポーターの方から働きかけを行いながら、双方で支援をしております。

やはり、ピアサポーターさんも圏域にとどまらず、こういった感じで、総員圏域だけじゃなくて四日市や鈴鹿亀山圏域のピアサポーターさんと交流する活動をこういう県からお仕事いただいているセンター同士で企画したり、介護保険の地域包括ケアシステムを模倣して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムと、ずっと国の方で言われてまして、名称が長いので、略称で「にも包括」って言われるんですけど、そういったことに関しても、研修会を来月、2月14日の夕方6時からになります。

資料案内がついてますので、もし委員の皆様、お手すきであったり、またお知り合いの方に周知もしていただけるとありがたいなと思っております。

e ケアネットそういんは、古田委員にも、当事者会、親の会の会長さんの立場としてお話いただいたりっていうことも、今までにも何とかあったんですけど、専門職種が集まりながら、医療的ケアが必要な方の事例検討や勉強会っていうのを企画しております。

当初、平成27年度から開催してたんですけど、設立記念講演会っていうのを、大山田コミュニティプラザで1月に開催しまして、伊藤市長にもご来場いただいております。お言葉いただいたんですが、伊藤市長初め、桑名市の行政の方や、他の市町の方、来場された方がいらっしゃって、当初は100人規模ですつもりだったんですが、大雪の中、40人ぐらいの設置の講演会から細々と、関係者の方と顔を繋ぎながら、e ケアネットそういんを継続してます。

これは今年度の取り組みの1例なんですけど、まず最初はやっぱり桑名市からお願いしたいっていうふうと言われて、桑名市の方々を本当お忙しい中いつも事例の提供であったり、ここ書いてある通り、桑名市の職員さんなんですけど、地震風水害から命を守るということで、この圏域のですね、桑員圏域の生活介護とか、お子さんが医療的ケアや重心の方が通う事業所さんを、この藤井さんという方がですね、全部調べに行かれて、どういうところに問題があるかとか、対象の方がどの程度いるのか、事業所の方と連携とって、利用されてる方のお住まいの地域まで、防災マップをもとにして、こういうことに気をつけた方がいいよ、というようなことまでリサーチいただきながら、講演いただいたという形になります。

第3回が、来月のこの2月2日、巻末の資料にもあるんですけど、木曾岬町役場で開催しますので、気

管切開に向けて、医療的ケアが必要になって、病院から退院してご自宅戻るんですけど、やはり医療の必要な方が非常に多いのとですね、それに伴って成長していくと、こども園に入園していったりとか小中学校でまた大人になったら、ひょっとすると障害福祉の生活介護とか、B型A型っていうふうに行かれる方もいらっしゃると思うんですけど、そういったところに行くために、やはり看護師さんの配置等が必要になってきますので、その子の成長に伴って、これからどんなことを考えていかないといけないか。というようなことを話し合う予定になっております。

4つ目ですね、グループホーム事業所連絡会 住まいあるということで、これも圏域で事業所が増えてきるとお話しさせていただいたんですけど、やはり、1つの運営主体が幾つかのグループホームを運営されるところもあれば、精神科病院や老舗の複合の知的の施設さんが運営されるグループホーム、あと、単独で1ヶ所だけやられてるところもたくさんございまして、やっぱり悩まれているのが人を募集しても、人が来ない、夜間、夕方から朝まで世話人さんって方が、配置されることが多いんですけど、その方々の育成であったりとか、やっぱり1人になってしまいますので、そこをどうしようか。

また、お客さんの取り扱いになってはいけないんですけど、こう書いてある通り物価や燃料費の高騰を踏まえて、各グループホームが値段設定どんなふうに行われている、家賃、光熱水費、食材費、その他もろもろあるんですけど、そういうものも参考にしながら、価格設定も考えていけたらみたいなことを行っておりまして、これ、第3回目が来月の3月6日の火曜日、グループホームの事業所の皆さんがこうやって1度に返すのは難しいので、Zoomオンラインを活用して協議をする予定になってます。

中で協議するだけではなくて、こういった形で、各グループホームの連絡先や担当者だけではなくて、空き状況であったり、先ほどお伝えしたような家賃とか、お金が幾らかかるんだろうっていうのを表にして、行政の方や、ご本人、ご家族、相談支援専門員等関係者に周知をしながらやっておる次第になります。

最後の部会ですね、通所支援事業所連絡会ということで、本当に圏域でも40近く事業所が、自発と放デイの方で合わせてありまして、らいむの丘中心に皆さんに集まっていたいて、情報交換であったりしておる次第になります。やはり、いなべ市や東員町に比べて事業所はたくさんあるんですけど、なかなかご本人、お母さんお父さんが思うように、その事業所を利用できなかったり、空き待ちっていうような状況が続いています。一方で、いなべ東員あたりになると、事業所の数自体が少ないです。空気がなくて、空き待ちの状態がずっと続いている、いなべ東員に住んでいるけれど、桑名でないと利用できないから、そっちに移るというような状況も出てきてまして、そういったことも踏まえて、情報交換もしながら空きの状況であったり、あとこの分野における、令和6年の4月に国の方でいろいろ改定がありまして、5領域に基づくプログラム提供であったりですね、そのお子さんのための支援と、計画を事業所において作るっていうふうになっておりまして、実は去年の10月から、その仕組みがスタートしております。

まだ国の方、こども家庭庁になるんですけど、正式な答えっていうのがあまり出てなくて、どこの圏域においてもちょっと試行錯誤で事業所さんが、この個別支援計画っていうものになるんですけど、作成しておりますので、ここのやはり課題っていうのをこの圏域として何とかしていかないといけないということで、今、事業所で作ってる計画を持ち寄って見せあいながら、お互いのいいところを吸収していくことであったり、答え合わせではないんですけど、来月の2月25日に厚生労働省の方のカリキュラムの研修を受けてきた、鈴鹿の圏域で重心医的の施設長やられてるクローバーの家の真弓さんという方を招いて、皆で学ぶ予定にしています。この場所、社協さんの総合福祉会館の1階の大会議室です。

これ定例会は、ご説明した通りで、本当に相談員さんが、孤立しないように、お互いに悩みを共有しながら、一緒に考えていくことができる体制であったり、あと人材育成ということで、この相談支援専門員さん養成するために、令和2年度までは、初任者と現任者が都道府県の研修を5日程度受講するだけで、資格を

名乗れたんですが、そうではなくて、令和2年度以降は、各市町基幹センターにおいて、2日間実地指導を行う。

顔の見える関係を、自分が活動するエリアで作っておいてスタートする、顔の見える関係を生かしながら、悩まないように、継続して活動して学んでいくっていうことを、カリキュラムに入れられましたもので、こういった形でやっておりまして、今年度においては、初任研現任県ともども、桑名市さんはじめ、市町の方々と協力して、先週に終わったばかりなんですけれど、無事、今年度も終了した次第になります。

あと、やはり昨今、虐待のお話をいろんなところでお伺いするかと思うんですけれど、こういった事業所の皆様だけでなく私たち福祉に携わる方々が、ともに学ぶ場として、虐待防止の研修というのを、平成28年度以降毎年実施しており、今年は鈴鹿のジェイエイ三重会の管理者の森さんと桑名市役所の障害福祉課大村さんにお越しいただいて、研修会を開催する予定です。

地域の皆さんからの声が多かったのが、虐待ってよくわからなくて、どのタイミングで虐待を通報したらいいのか、また市役所、行政に通報した後、どんなことをしてくれてるのか知りたいっていう、声が非常に多かったのが、桑名市さんにもご登壇いただくことになりました。

あと、コロナ禍前に始めたばかりの活動であったんですけれど、やはり各圏域の福祉サービスの事業所の魅力というのを伝える機会が、なかなか自分のところの法人、事業所だけでは限界があるっていうお声もあり、ハローワークさんの「障害者の集い」という合同面接会みたいなものが、イメージとしてあったんですけれど、ブースを設置して、各事業所の職員さんに配置、ブースに入ってもらいながら、事業所の魅力を伝えてもらう。来場される方は、関係者だけではなくて、ご本人やご家族、施設の情報を知りたいという方が来ていただいて、グループホームであったり、児童の事業所さんであったり、令和元年だと16事業所ぐらいしかなかったのが増えてきたところでしたが、コロナウイルスの感染症というのが大きく拡大した中で、ちょっと今ここは頓挫してる状況になります。

こういった活動とともに、やはりアナログの媒体でもこういう情報誌っていうのがあった方がいいかなということで、各事業所の皆さんにご協力いただいて、古いデータにはなるんですが、「パステル」という名前の冊子を作っております。

うちの法人のホームページでダウンロードできるような状態になってますので、ご興味ある方いらっしゃったらぜひと思います。

最後に、私、そういって開設当初から在籍しているスタッフでして、20年ぐらい働いてると、時代の流れであったり、社会資源の変化、だけでなく、相談される方の状況、家庭の状況というのが大きく変わってきてます。

障害名とかカテゴリーもどんどん増えてきてますし、私たち福祉の関係者でいろいろアップデートしながら皆さんと協力してくる、苦慮しながらやってきてはいるんですけど、やはり福祉だけでない観点で、柔軟な視点を持ちながら、やっていく必要があるかなと思っております。

継続した課題っていうのはここに書いてある通りで、各市町の相談支援を必要とされる方が取り残されることがないように、この桑名市においても、よりよい体制づくりを、桑名市のご指導のもと、らいむの丘や、くわなとも共同しながら、やっていけたらと思いますので、委員の皆様にも引き続きご指導、ご協力いただけたら幸いです。長くなりましたが、以上です。

【北村委員長】

詳細でわかりやすい説明をいただきまして、ありがとうございました。

1と2を一緒に説明していただいたということになりますけれども、基幹相談支援センターの活動状況について、そして地域自立支援協議会専門部会活動報告について、どちらでも構わないんですけれども、ご質問

などがありましたら、よろしくお願ひします。

ただまた何か浮かびましたら、次の議題の後に、ご質問をいただければというふうに思ひます。

そうしましたら続きまして、議事 3 の日中サービス支援型グループホームについて、事務局より説明をお願ひいたします。

【事務局（障害福祉課：西田）】

はい。改めまして障害福祉課の西田です。よろしくお願ひします。

議事 3 日中サービス支援型グループホームについてですが、平成 30 年 4 月施行の障害者総合支援法の改正により、障害者の重度化・高齢化に対応する共同生活援助として創設されました。主な特徴としましては、スタッフが 24 時間体制で利用者支援を行うこと、緊急の受け入れ、ショートステイの設置が必須であること、夜間支援員の 1 名以上の配置が義務付けされているという点などがあります。

地域で生活する障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供することとしており、施設等からの地域移行の促進及び地域生活の継続等、地域生活支援の中核的な役割を担うことが期待されております。

これまで桑名市内には、該当のグループホームは存在しませんでした。この 2 月から桑名市額田地区において、株式会社ナイスマンさんが「オルトケアホーム額田」を開所され、本日小澤様にお越しいただいております。

この日中サービス支援型共同生活援助の運営にあたっては、地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質を確保する観点から、当該事業を運営する事業者（以下「運営事業者」）が地方自治体が設置する協議会等に対し、定期的に（年 1 回以上）事業の実施状況等を報告し、当該協議会から評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないとされています。

資料「日中サービス支援型共同生活援助事業所の協議会への報告・評価の流れ」をご覧ください。

図に示すとおり、①市から日中サービス支援型 GH 事業所に対して、事業内容の報告書の提出と協議会等への出席依頼します。

②事業所は、実施状況等を記載した報告書を作成し、市へ提出のうえ、③当協議会に出席し、実施状況を報告いただくこととなります。

その後、④協議会は、報告に対する評価を行い、必要に応じて事業所へ要望、助言などを行い、⑤本日の評価結果を後日事業所へ通知し、その内容を⑥三重県へ情報提供を行うところまでが一連の流れとなります。

資料「関係規定」については、基準省令、解釈通知の下線が引いてある箇所に先程のスキームの根拠となる内容が記載されています。

繰り返しとなりますが、今後この協議会で、少なくとも年に 1 回以上、事業所から実施状況等の報告を受け、委員の皆様へ評価していただき、必要な要望、助言等を聞かせていただくこととなりますので、ご承知おきください。

資料「県報告様式」について、三重県の担当者の方から現時点の様式をいただいたものを配布しておりますが、来年令和 7 年度より変更点等があり、現在、修正対応中とのことですので、また改めて周知させていただきます。

報告、評価等に必要な手続き等進めておりますので、いましばらくお待ちいただきますようお願ひします。以上となります。

それでは本日は、株式会社ナイスマンの小澤様から、開所予定施設の概要や日中サービス支援型グループホームの運営についてなど、お話していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

【事業者（株式会社ナイスマン 小澤）】

皆さんこんにちは。株式会社ナイスマンの第三事業部の小澤と申します。

今回、ナイスマンの会社案内の資料があると思うんですけど、2年前の情報で、非常に申し訳ないんですけど、ナイスマンは、13年前に介護、老人介護のデイサービスから始まりました。そのデイサービスは機能訓練型ということで僕が一応柔道整復師で、その時機能訓練指導員だったんですけど、そこで家で暮らしている方々が、このままずっと家で元気に暮らしていくために、どっか通って体を使っていっぱい喋って、元気でいようねってところを、そこを何とかしていこうと、そこに専門性を持ってやろうということで始めました。

そのあとデイサービスはそれで終わりで、ナーシングホーム、サービス付き高齢者向け住宅で、ちょっともう看取りに近いような、割と重度な高齢者の方を専門で見入所施設です。

そこが現在までに全部で8ヶ所ぐらいありまして、このパンフレットの後に、いくつか増えているんですけども、障害の方もいろいろ困ることがあるんじゃないかということで、一昨年の9月から障害児の通所サービスの放デイと児童発達支援と保育所等訪問をやっている会社から事業を譲り受けまして、そこで障害児の施設を始めました。

そこから障害児だけではなくて、重度の介護、身体介助ができることと、あとは訪問看護をやってきたので、医療的ケアができるというところを活かすために、医療的ケアが必要な障害者のグループホームを去年の6月に、岐阜県岐阜市、美濃加茂市でオープンし、その後ちょっと立て続けに12月1月2月と、他地域でオープンしております。

そんな中、今日まで、半年ぐらいではありますが、やってきたところで、今回のオルトケアホーム額田の説明に入ります。

開設予定日は2月1日となっております。建物としては2階建てで、1階と2階で10床ずつ20あるんですけど、まず最初は1階だけオープンで、1階の1部屋をショートステイで、あと残りの9部屋をグループホームということでやっていきます。

事業の方針としては、先ほども申し上げましたとおり重度の身体障害の方と、難病の方、身体介助がたくさん必要な方とあと医療的ケアが必要な方をメインで受け入れさせていただきたいなと思っておりまして、そのため精神、知的の方はお断りさせていただく方針でいきたいと思っております。

会社の「障害とは何か」という考え方ではあるんですけど、実際に障害者手帳を持っているとか、区分が出ているとかではなくて、社会に出て行くにあたって、手帳を持っていることで何か障害があって、社会に出づらくなってしまうっていう、そこを何とかして解決したいと思っており、そのためにはやっぱり、普段の生活だけを守るわけではなくて、人とのコミュニケーションをどれだけたくさん増やせるかというところを大事にしていきたいと思っております。

フロアは男女で完全に分けるのではなく、できる限りたくさんの方とコミュニケーションをとっていただきたいので、男女は一緒のフロアで、今のところオルトケアホームはすべて一緒にやっております。

対象者としては、18歳以上の区分の4から6の方です。重度の身体障害があり、支援が必要な方、あと医療的ケアが必要とされる方、ではあるんですけど、最初は、医療的ケアがなくても、例えば、脳性麻痺で車椅子ではあるんだけど、特に医療的ケアが必要ではない方などであっても受け入れていきたいと思っておりまして、後々には、呼吸器だったりとか、もう完全なる寝たきりの方の対応もできるようになっていきたいと思っております。

あと、ショートステイの方は、医療型ではなく、普通の福祉型の併設型になります。特に大人というわけではないので、今まで前例としては、小学生の方だったりとか、どうしてもお母さんがちょっと、時間がなくて面倒見れないということで、小学生の子が割と来てくれるときもあります。

提供するサービスとしては、日常生活支援として、食事に関しては、クックデリという、冷凍で来るもので

はあるんですけども、それを基本的には使っていきたいと思っております。

今までの施設もずっとこれを使っているんですが、これはまず、職員誰でも同じように、おいしい状態で準備することができるというのと、その中でも普通食だったり、ムース食だったりとかを選ぶことができます。実際にその利用者さんごとに、とろみの具合だったりとか、刻み具合だったりとか、そこら辺は職員がそれぞれその場で合わせて作ります。

ちょっと欠点ではあるんですけど病気の治療のための特別食、糖尿病食とか、そういうものはないので、今のところは用意できておりません。

あと入浴に関しては1階に浸浴、スカイコートというストレッチャー浴がありますので寝たきりの方でも、職員2人介助でお風呂に安全に入ることができます。

お風呂に入るときに病気の特性を理解した介護職員が、入浴させますが、看護師さんも一緒に入ってもらうことにしています。

その他、排泄だったり洗濯だったり、掃除だったり、通常の支援をいたします。

あと医療的ケアに関しては、協力医療機関として明照会のトータルサポートクリニック長島さんと、協定を結んでおりますので、そちら、実際にオルト額田に入らせていただける利用者さんには、できる限りではあるんですけど、このトータルサポートクリニックさんに主治医さんを移してもらえると、何かあったときに、すぐにここの長島に連絡して、指示を仰ぐことができるので、その救急車を呼ぶという方法だけではなくて、看護師がその場でできる限り、医療的ケアができるという状態を作りたいとは思っておりますが、利用者さんによっては、今までの主治医から変えたくないという方ももちろんいると思うので、そこら辺は全然調整するわけではなく、お勧めする程度ではあります。

あと日中の支援としましては、ここに書いてある通りです。

できることなら、身体障害の方がもっと、これから動けるようにリハビリをやったりとか、ちょっと今まだ現実にはできていないんですけど、理学療法士だったり作業療法士だったりとか、そういうセラピストの人を入れて、ちょっとでもリハビリの数を増やして、そういう専門家だけじゃなくて、うちの職員さんもそういうリハビリに関しての知識をいろいろと得ていくことで、普段の生活がもうほとんどリハビリになっていくような、そんなような施設を目指したいと思っております。

あと、職員に対して今のところ現在、雇用している職員の数です。

今、看護師が、夜にすべての日数があるわけではないので、夜に看護師をしっかりと24時間絶対1人いる状態を作ることが目標で、できる限りも2月中にはそれができるように努はしております。

勤務シフトとしては、こちらに書いてある通りで、基本日中は、現場の職員2、3人いる状態で、プラス看護師さんが1人いるというような形を今のところ考えております。

職員の研修なんですけども、新入職員研修として、毎回、月の初めぐらいに2日間かけて、大体岐阜県の方でやるんですけど、新しく入った正社員の方全員1個の場所に集まって、そこで基本的なまず会社の考え方だったりとか、あとは虐待防止の話だったり、またハラスメントの話だったりをしながらもうあとはもう事故、事故、自分を見つめ直すみたいなパーソナリティとかでグループワークをやって、今後どのように働いていきたい自分がいるのかを明確にした上で、それぞれ現場に戻っていってもらえるような形をとっております。

それとは別で責任者研修。それぞれの事業所の管理者が3ヶ月に1度、また全員集まってそこで法律改正の話だったりとか、会社の理念の、再確認だったりとか、それぞれの事業所の、困っていることだったりとか、そういう相談を1日かけて行っております。あとは全職員が受けるオンライン研修。こちらは3月から始まるんですけども、ジョブメドレーのオンライン研修で、どうしても法律で決まっている研修だけではない

く、ここに書いてあるのは、基本的に法律で決まってる研修ではあるんですけど、これは絶対受けてねというやつで、これとは別にそれぞれのみんなアカウントがあるので、そのアカウントで自分の興味のある研修を見ることができる状態をパートも正社員も関係なく、全員がアカウントを持って研修が受けられる状態にしたいと思っています。

各種委員会は、それぞれの事業所の中でそれぞれ委員会となる人を決めて、事業所の中で委員会を今まで開いていたんですけど、今後はちょっと会社も大きくなってきたので、会社全体でも委員等を決めて、委員会をやろうと今話し合っているところで、まだちょっと現実には至ってはおりません。

地域との連携で、今のところは、額田自治会長さんに挨拶に行って、地域活動に参加させていただきたい旨をお伝えしたところ、班長さんを紹介していただいて、地域のことをいろいろと教えていただき、実際にオルトケアホームの建物の周りが民家ばかりなので、ご迷惑をかけてしまうことが起こりそうであるので、近隣1件ずつ挨拶に行って、気になっていることをいろいろと教えていただきました。そこを少しずつ解決していくように、今動いているところです。

あと苦情を解決するために、講ずる措置の概要。

この辺は、特にうちが独自というわけではないので、簡単に説明させていただきます。

実際に苦情があったとき、それを解決したときは、その苦情を出してくれた利用者さんだけじゃなくて、今利用して下さってるすべての利用者さんに、このような苦情があって、実際にこのような状態で、このように対応しておりますということをみんなに伝えるようにしようとは思っております。

虐待防止に関しても、研修は必ず年に2回以上は絶対オンライン研修で受けていただくんですけどそれとは別に、また事業が始まる時には、もう直接、その職員さんに、虐待の防止の研修をやることにしております。

以上です。既に、始まっているオルトケアの現状を説明させていただきますと、やはり最初始めると、重度の身体障害の方からの問い合わせが、すごくたくさん来て非常にありがたいと思っております。そこにいきなり対応できる職員が準備できない、準備できていないという状況が、割と続いてしまっておりまして、やっぱりすごく重度な方が突然見えるので、職員さんは集まったばかりみたいな感じで、看護師さんたちが入ってくれてはいるんだけど、それぞれがまだ連携のとり方だったりとか決まっていないということで、うまいこと最初から受け入れられないということが起きていたので、とにかくそうならないように、今回、看護師をできる限り早く、集めようとしたんですが完全に集まっているわけでもなく、今の時点で思うようにはなっていないんですが、しっかりと準備して対応できるようにしたいと、強く思っております。

あと、地域の方々のいろいろなご助言だったりとか、いろいろ教えていただくことで進んでいくかなと思っておりますので、うちの会社として、先ほど言ったようにリハビリに力入れるとかあるんですけど、やはり、地域の皆様の困っていることを解決するのが仕事だと思っているので、今後もいろいろと教えていただけないなと思っております。

ありがとうございました。

【北村委員長】

はい。開設が迫っている中、資料とともに説明いただきましてありがとうございました。
皆さん今の説明につきまして、ご質問などがあればよろしく願います。

【梶委員】

ご苦労様です。ただちょっとお話を聞いて、次から次へオープンされて、現在この2月1日オープンの額田ですか。まだ看護師さんも決まってないと。2月には決めたいとか、法律的な問題は無いのですか。

【事業者（株式会社ナイスマン 小澤）】

法律上の人員配置と十分に集まっていて、(看護師が) 24 時間常時必要ないが、それでもそこを目指したいと考えています。

【梶委員】

法律上は問題ないけども、会社の方針として、看護師さんを 24 時間つけていきたいということですね。

【事業者 (株式会社ナイスマン 小澤)】

はい。

【梶委員】

わかりました。

【北村委員長】

はい、わかりましたありがとうございます。はい。その他はいかがでしょうか。

古田委員、よろしくお願いします。

【古田委員】

桑名市肢体不自由児者保護者会の古田と申します。座って失礼いたします。

対象者、入所できる対象の方で、重度の身体障害をお持ちの方ですが知的障害の方などは、お断りしますということなんですけども、重度の身体障害と重度の知的障害をあわせ持った方ですね重症心身障害児者などと言われますが、そういう方は対象にはなるんでしょうか、ならないんでしょうか。

【事業者 (株式会社ナイスマン 小澤)】

今のところ重度の身体障害と軽度の知的障害だったりとかは可能です。今後は職員のスキルで重度の知的障害の方を受け入れられるかどうか、しっかりお話を聞いたうえで、対応できるかどうか判断していきたいと考えています。

【古田委員】

どこから軽度なのか重度なのかという判断は非常に難しいと思うんですが、それは相談に来られた親御さんとお子様と相談した上で、当面は決めいかれるということですか。

【事業者 (株式会社ナイスマン 小澤)】

はい。

【古田委員】

ありがとうございます。

【北村委員長】

はい。ありがとうございます。その他、いらっしゃいますでしょうか。はい。田上委員。

【田上委員】

はい。先ほど中村さんからご説明があったんですが、僕、相談支援専門員ということで、ケアマネジャーのような役割をして、担当してる利用者さんが今までこの日中サービス支援型のグループホームってなったときは、桑名には今までなかったの、鈴鹿だったりとか、四日市にはかなり数がたくさん出てきてるということでそちらの方まで、入居をお手伝いしたりっていうことがありました。

ただ、ご家族がどうしても場所が遠かったりっていうことがあって、何とか桑名に作ってくれないかなということで、今回桑名に出来てすごくよかったかなというふうに思ってます。

で、先ほどですねちょっとお話にあった協議会への参加っていうところで、今、オルトケアホームさんだけが 2 月から日中サービス型開設されてということで 1 ヶ所なんだと思うんですけど、多分他の市町を見ると、1 ヶ所出来るとどんどんできてくるような状況があって、四日市からとか本当、よく営業に見えられるような状態で、桑名もこれでまた口火を切っていただいたっていうところで、数出来てくるのかなと思うん

ですけど、そうなると協議会に参加する数も増えてくるのかなと思うので、部会とかだったらいいかなあと
思うんですけど、毎回協議会に参加してもらうのってというのは大変なのかなと思ったので、そこら辺ですね、
1事業所であれば、状況の報告っていいなと思うんですけど、これが5つぐらいになっても、全部参加して
もらうとかっていうと、負担が大きいのかなと思ったので、進捗状況に合わせてって、考えていくのも1つ
かなと思いました。

【北村委員長】

事務局の方、いかがですかね、少し何か方針があれば、お願いします。

【事務局（障害福祉課：西田）】

障害福祉課 西田です。田上委員からの質問なんですけど、実際、相談っていう形で、我々のところに、今2
つほど日中サービス支援型グループホームを考えているという事業者さんからのご連絡はいただいております。
ただ、また確実に設置してどうのっていうところまでのお話までは来ておりません。

ですので、近々でいうと、まだ今お見えになってるオルトケアホームさんだけが、おっしゃられるよ
うに今後、この評価に関してはもう義務といいますか、決まっている制度でございますので、必ず年1度、
ここで評価の協議会の場での評価っていうふうな形にはなろうかと思えます。

ただ、おっしゃられるように事業者さんも増えてくれば、その手続きであったりとかっていうのも、やは
り時間であったりとか、いろいろかかってくるころもあろうかと思えますので、その辺につきましてはま
た今後、県の方と連携しながらですね、情報共有してですね、やり方とか、先ほどおっしゃられた四日市であ
ったりとか他の市町さんの状況も見ながらですね、反映させていただきたいなと思っておりますので、よろしく
お願いいたします。

【北村委員長】

はい。ありがとうございます。質問よろしいですか。

私は県の地域移行支援部会の委員を務めているので、今回の事業内容報告書などの検討も行っているん
ですが、やはり、こうやってチャレンジしてくださる事業者さんをみんなで支えるという、その事業者さん
だけで抱え込むのではなくって、皆で支えるという意味でも、こういう報告とか協議会での評価っていうのは
大事なのかなというふうにも考えておりますし、あと、その虐待防止の意味でも、この評価っていうのは非
常に重要な役割を果たすというふうにも考えております。

ぜひ皆さんでまた今後、ご協力いただきまして、進めていければと、いうふうにも考えております。

その他、皆さん、よろしく。どうでしょうか。

【梶委員】

これずっと文章を見てきますと、僕も1つなもんですから、この障害という言葉がですね、統一できてな
いすよね。例えば、いなべ市、三重県の方だと、障害の害というのを漢字を使ってないが、もうちょっと徹
底できないのかという私の思いです。

すいません。我々、市の障害福祉課の概要の漢字を使わせていただいています。

これ、県の方は、ひらがなで、国がどうかというと国は漢字を使っているところもあって、その表現の揺
らぎとは現状あるのかなっていうところで、文脈によってそのひらがな使ったりというところはいろんな文
章であると思うんですけども、組織として漢字使ったり使わなかったりっていうのがありますので、その
揺らぎに関しては、ご容赦いただきたいなというところでもあります。

ただ、我々文章として使うところっていうのは、いずれこう統一していくといいのかなという思いは確か
にございます。

【細井委員】

先ほどの障害者の害っていう意味なんですけども、私のところにも、桑名でも「害」という字を変えようかというようなことを聞かれたことがあります。

けれども、自分たち障害者にとってですね、害を他の時に変えても、障害は障害なんです。それで、そういう言葉じりで思うんじゃなくて、やっぱり字には関係なく、障害に対する皆さんの思いがそれなりにあれば、私は、そんなことはあんまり、気にしない方なんですけれども。

全体にそういう意見が多ければですね、それは変えていただいても別に問題ありませんけれども、自分

【事務局（障害福祉課長：宇佐美）】

ありがとうございました。

では、その他の部分ですけど、事務局より連絡をさせていただきます。

現在、委員の皆様には、職をさせていただいておりますこの協議会の委員任期が、この3月31日で満了となります。

これまで委員の皆様方には、障害者計画の策定を初めとしまして、桑名市の福祉行政に貴重なご意見、アドバイスをいただきまして、このお借りへお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

桑名市としましては引き続き、皆様に委員の就任ご承認についてお願いをいたしたく、新しい計画の推進を初め、桑名市の福祉行政に対しましても、今後、ご意見ご指導を賜りたいと思っております。

つきましては、就任に係る依頼文書をまた後日、郵送させていただきたいと思い、思いますので、引き続き委員の就任につきまして、どうかよろしくご理解お願いしたいと思います。

それでは引き続きまして桑名市障害者差別解消支援地域協議会の方に移らせていただきます。